

今月の納税

町県民税普通徴収…4期
国民健康保険税
介護保険料 …5期
後期高齢者医療保険料

納期限 令和4年11月30日

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

11月は児童虐待防止推進月間

あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

相談・問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)
中央児童相談所 北部支所 ☎20-1010
こどもホットライン24 ☎0120-783-884
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

購入費用の一部を補助します

生ごみ処理機器購入費補助金



▼補助対象物品

●生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)

●生ごみ処理機(電動式)

▼補助対象者 次の全てに該当する人

●購入日および申請日に町内に住所を有している人

●町税を滞納していない人

▼補助金額

購入費用の2分の1(1000円未満切捨て)

※生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)については、3,000円が上限です。生ごみ処理機(電動式)については、20,000円が上限で、1世帯につき1回の補助に限ります。

▼申請に必要なもの

□申請書兼実績報告書(町ホームページからダウンロードできます。)

□購入および購入額を証する書類(領収書・レシートなど)

□品質保証書その他製品の製造者および品名が確認できる書類(品質保証書・取扱説明書など)

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

きれいなまちづくりのために

ごみ捨てのマナーを守りましょう



皆さまがごみステーションを気持ちよく使えるよう、自治会や地区の人々、建物の管理者などが日々管理・清掃に努めています。マナーを守って使用してください。

ごみ捨てのマナー

●分別区分ごとに定められた収集日の午前8時までに出しましょう。

●燃えるごみ、燃えないごみ、分別(リサイクル)ごみの区分を守りましょう。

●缶・ビンは燃えるごみの袋に入れないでください。

●町の指定ごみ袋を使用してください。

●マナーに反するごみは、ごみステーションに残ってしま

い、他の住民の迷惑となってしまう。

「ゴミの分け方・出し方」について、詳しくは町ホームページや窓口で配布している冊子をご覧ください。

町LINEで分別検索

町LINE公式アカウントでは「ごみの分別検索」ができます。出したいごみの種類を入力することで、分別区分の確認ができます。ぜひご利用ください。

※友だち追加の方法については、本誌20ページの記事をご覧ください。

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

リバートピア吉岡の 営業を再開しました 町内特別無料 招待券を進呈

リバートピア吉岡は源泉ポンプの故障および浴室改修工事により休館していましたが、11月から営業を再開しました。

営業再開に伴い、リバートピア吉岡の町民特別無料招待券を進呈します。招待券は本号に挟み込まれています。

町民の皆さまの健康増進と地域の振興・交流のために、ぜひご利用ください。

有効期限

令和5年2月28日



問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26-2280(直通)

リバートピア吉岡
☎55-4126(代表)

リバートピア吉岡の
ホームページはこちら▶





助け合いのしるしです

ヘルプマーク

ヘルプマークとは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を受けやすくなるように作成されたマークです。

▼対象

県内に居住し、援助などを必要としていることを周囲に知らせたい人(義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など)

▼受け取り方法

福祉室または保健センター窓口で確認票を記入し、受け取ってください。障害者手帳

や診断書などを提示する必要はありません。無料で交付しています。
※1人1枚までです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら

電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



▲ヘルプマーク かばんなどに付けて使います。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



今月の手話

「もみじ/紅葉」

①



人差し指で唇をなぞるように端からもう一方の端に動かします。(赤を表す手話)

②



手に葉を描くようになぞります。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要!

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
 - 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
 - 消費者ホットライン ☎188
- 町ホームページはこちら▶



「勧誘を断った商品が届き、後から請求を受けた」「身に覚えのない商品が代引で届き、とっさに料金を支払ってしまった」など、送りつけ商法に関するトラブルが発生しています。

トラブルの事例

- 何度も海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。しばらく電話を無視していたが、その後、業者から送られたカニの不在通知がポストに入っていた。
- 注文していない健康食品が届いており、「定期購入」と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。

身に覚えのない商品が届いたら

- 特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に送られてきた商品は開封・処分しても支払い不要です。
- 送られてきた商品は、家族が注文したものや贈答品などの可能性もあります。まずは落ち着いて周りの人に相談しましょう。
- 支払いをしてしまった場合でも、代金を取り戻せる可能性があります。

不安やトラブルが生じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。